

6 湖沼法指定施設等の構造基準等

湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例（平成14年岡山県条例第71号）

指定施設等	構造及び使用の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（湖沼法政令6条第1号関係） <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設（豚房の総面積が40㎡以上50㎡未満の事業場に係るものに限る。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が160㎡以上200㎡未満の事業場に係るものに限る。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が400㎡以上500㎡未満の事業場に係るものに限る。） ・ 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（湖沼法政令第10条） <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豚房等の床は、汚物又は汚水の除去に支障を来さない構造とすること。 ・ 豚房等の内部は、汚物又は汚水の除去に支障を来さない適切な広さ及び高さを有する構造とすること。 ・ 豚房等に接する畜舎の通路等のうち汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、汚物又は汚水の除去に支障を来さない構造とすること。 ・ 汚物の保管設備及び汚水の貯留槽は、汚物又は汚水の保管又は貯留及び除去に支障を来さない構造とすること。 ・ 豚房等の床及び豚房等に接する畜舎の通路等に雨水が流入しない構造とすること。 ・ 汚物の保管設備等の汚水が公共用水域に直接排出されないよう汚物の保管設備等を適切に使用すること。 ・ ふん尿がみだりに流失しないよう適切に管理すること。 ・ 以上の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事由がある場合にあっては、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。
<p>こいの養殖施設（網いけすの総面積が500㎡を超えるものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料の投与に当たっては、網生けすの外へ散布しないようにすること。 ・ 死魚は、湖沼から除去し、陸上で適切に処分すること。